

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年1月25日

公益財団法人長野県下水道公社 理事長 関 昇一郎

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

令和4～5年度中継ポンプ場等維持管理業務（軽井沢町）

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

北佐久郡軽井沢町発地地区

(5) 入札方法

入札書に記載する金額は、1年当たりの価格とします。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は長野県財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「県規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 営業所の所在地が、関東甲信越に本店、支店又は営業所を有する者であること。

(5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(6) 同種・類似の業務の受注実績について、真空下水道システムの維持管理業務受注実績が過去5年間に連続2年間以上あること。ただし、下請けは受注実績としない。

3 入札説明書等の交付場所、契約条項等を示す場所

郵便番号 380-0837

長野市大字南長野字幅下 667 番地 6 長野県土木センター 5階

公益財団法人長野県下水道公社 技術管理課

電話 026 (232) 2373

4 入札説明会

開催しません。

5 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年2月22日(火) 午前11時30分

イ 場所 長野市大字南長野字幅下667番地6 長野県土木センター101、102会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和4年2月16日(水)午前11時までに、上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。

ただし、県規則第126条第2項各号に掲げる担保を提出した場合又は県規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。

ただし、県規則第126条第2項各号に掲げる担保を提出した場合又は県規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

県規則第129条各号又は入札説明書の11に該当する入札書は無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

6 入札に関する質問事項及び回答時期

(1) 質問受付期間 令和4年1月25日(火)～令和4年2月10日(木)まで

(2) 質問方法 電子メールで送付すること。

(3) 提出場所 公益財団法人長野県下水道公社 技術管理課
メールアドレス: honsya@npspc.or.jp

(4) 質問回答期限 令和4年2月15日(火)まで

7 その他

(1) この入札に係る契約は地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。

令和4年4月1日までに軽井沢町と公益財団法人長野県下水道公社の間で中継ポンプ場等維持管理業務に係る協定が成立しない場合は、公益財団法人長野県下水道公社理事長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、公益財団法人長野県下水道公社理事長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(3) 詳細は、入札説明書によります。